

別表六の二（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の15の2第1項《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「教育訓練費の額9」には、当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人又はその連結親法人と連結完全支配関係にある各連結子法人の教育訓練費の額を記載します。

なお、教育訓練費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「前二年以内開始連結事業年度又は前二年以内開始事業年度」には、適用年度の開始の日前2年以内に開始した各連結事業年度又は事業年度を記載します。

4 「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{(10)の月数}}$ 12」の分子には、当期の月数を、分母には、「10」の連結事業年度の月数又は事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

5 「比較教育訓練費の額(14)÷(連結事業年度又は事業年度の数) 15」には、「14」欄の金額を適用年度の開始の日前2年以内に開始した各連結事業年度又は事業年度の数で除して計算した金額を記載します。

6 この明細書には、適用年度における教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額のそれぞれについて、平成20年改正前の措置法規則第22条の29第4項各号《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る記載事項》に掲げる次のような事項を記載した書類の添付が必要とされますので御注意ください。

- (1) 教育訓練等の実施年月日又は実施期間
- (2) 教育訓練等の内容
- (3) 教育訓練等に参加した使用人の氏名
- (4) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名等及び住所等
- (5) その他参考となるべき事項